

# 寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画について

## 1 これまでの経過について

### ●「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法）」の制定の背景

2009年に発生した新型インフルエンザ（A/H5N1）は、わが国においては、死亡率が低い水準にとどまりましたが、鳥インフルエンザの中でもアジア、中東、アフリカを中心に散発的に発生している鳥から人へ感染するようになった場合、おおくの人命が失われるおそれがあり、社会全体の混乱も予想されます。

本法は、このような病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症に対して、国民の生命・健康を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることを目的として作られました。

「特措法」（平成25年4月13日施行）では、

#### 1 事前の準備

国・府・市は、新型インフルエンザ等の対策の実施に関する「行動計画」を作成する。

※政府行動計画に基づき府行動計画を作成、府行動計画に基づき市行動計画を作成する。

#### 2 新型インフルエンザ等が発生したら

国・府において「対策本部」を設置し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言発令時、市の「対策本部」を設置する。

#### 3 新型インフルエンザ等緊急事態宣言発令時の対策等

感染拡大を防止、医療の提供体制の確保、国民生活・国民経済の安定に関する対策を講ずる。

## 2 「新型インフルエンザ等対策行動計画」策定について

時 期	国	府	本 市
平成25年6月7日	政府行動計画策定	→府行動計画（案）作成	
8月 8月7日		14日～ パブリック コメント開始	→市行動計画（案）作成 第1回新型インフルエンザ等対策行動計画連絡調整会議※（案）の意見交換等
8月26日			市行動計画（案）作成 ※庁内会議での意見及び府行動計画（案）を参考

## 3 今後の予定について

時 期	項 目
平成25年9月17日 下旬から10月上旬	第1回 行動計画審議会 第2回 行動計画連絡調整会議
10月23日 下 旬	第2回 行動計画審議会 市行動計画（案）作成→府へ素案を送付（助言等）
12月	パブリックコメントの実施
平成26年2月 中旬	市行動計画（最終案）作成
3月	市議会報告 ・ 知事への報告
4月 以降	特定接種等のマニュアル等の作成 / 体制の確立